

八雲総合病院運営検討会議設置要綱

(設置)

第1条 八雲総合病院（以下「病院」という。）の運営に関する事項のうち、町長が必要と認めた事項について、町民の意見を聴くため八雲総合病院運営検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会議は、町長が必要と認めた次の事項について検討し、助言を行うものとする。

- (1) 八雲総合病院改革プランに関する事項
- (2) 八雲総合病院建設改良等に関する事項
- (3) その他病院の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、別表に掲げる委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 検討会議に座長を置く、座長は八雲総合病院長とする。

- 2 座長は、検討会議を総理する。
- 3 座長は、不在の場合など必要に応じ、これを代行する者を指名することができる。

(会議)

第6条 検討会議は、座長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、八雲総合病院経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

氏 名	職 名 等	備 考
柴 田 幸 一	八雲町社会福祉協議会 事務局長	
大 野 博 子	八雲町保健推進委員会 会長	
作 田 知 宣	連合北海道八雲地区連合会 会長	
安 田 智 昌	コミュニティホーム八雲 経営管理部長代行	
竹 内 弘	八雲町老人クラブ連合会 会長	
大 野 尚 司	八雲町町内会等連絡協議会 会長	
藤 沢 加代子	やくもレディースネット 副会長	
石 田 博 英	代表 八雲総合病院 院長	座長